

# 安全衛生管理 実施計画

2024



大成建設グループ

大成設備株式会社

# 安全衛生方針

## 安全目標

### 休業災害ゼロ

『安全・安心な施工』と『快適な職場環境』は、企業が果たすべき社会的責任である。当社は『安全第一主義の徹底』を掲げ、労働安全衛生管理の徹底を図ることで、働く人々が安心できる安全衛生環境の向上と整備に全力を挙げて取り組みます。

2024年1月1日

社長 田行啓一

#### 1. 『休業災害ゼロ』の達成

安全第一主義の徹底を基本理念とし、休業災害ゼロを目指す。

#### 2. 安全衛生水準の向上

安全衛生教育、安全パトロールの強化等により、安全衛生の質の向上を図る。

#### 3. 『快適な職場環境』の実現

安全・安心・環境・健康の向上に努め、快適な職場環境の実現を目指す。

## 『社長メッセージ』

### 基本を忠実に・・・「まず確認」

皆さん、おつかれ様です。

「まず確認」は1990年頃、大成建設の安全スローガンとして発表され、長い間、大成建設の現場には掲示されていました。当時からのこのスローガンは、現場での業務と「安全」を上手く結びつけていると感心していました。

今年度より大成建設に許可を頂き、大成設備の安全スローガンとします。

「安全」においても、「品質」においても「まず確認」です。

#### — 昨年の安全成績をふり返って —

2023年の当社の労働災害件数(12/20時点)は休業災害3件、不働災害10件の計13件でした。

昨年は6月中旬迄は休業災害ゼロで推移していましたが休業災害発生以降、緊張の糸が切れたように災害の数が増えていきました。安全は泥くさい地道な活動の繰り返しが重要です。運を天に任せるのではなく、以下の3点を徹底して下さい。



2024年1月  
大成設備株式会社  
社長 田行 啓一

#### ● やるべきことは必ずやる、やってはいけないことは絶対にやらない

基本的なことです。しかし、これできていなくて労働災害に繋がる事例があります。何でもよいような当たり前のことを徹底的に行うこと、いわゆる「凡事徹底」です。

#### ● 対面でコミュニケーションを取る

昨今は、IT化が進み、連絡手段としてメールやラインが使われています。ツールとしては、便利が良いのですが、社員と技能者との関係が以前と比べ希薄になっていることが懸念されます。社員からの「指示・伝達」や専門工事業者職長からの「報告や気づいたこと」などを対面でコミュニケーションを取ることが大事です。

#### ● 現地KYの充実を図り、「まず確認」を徹底する

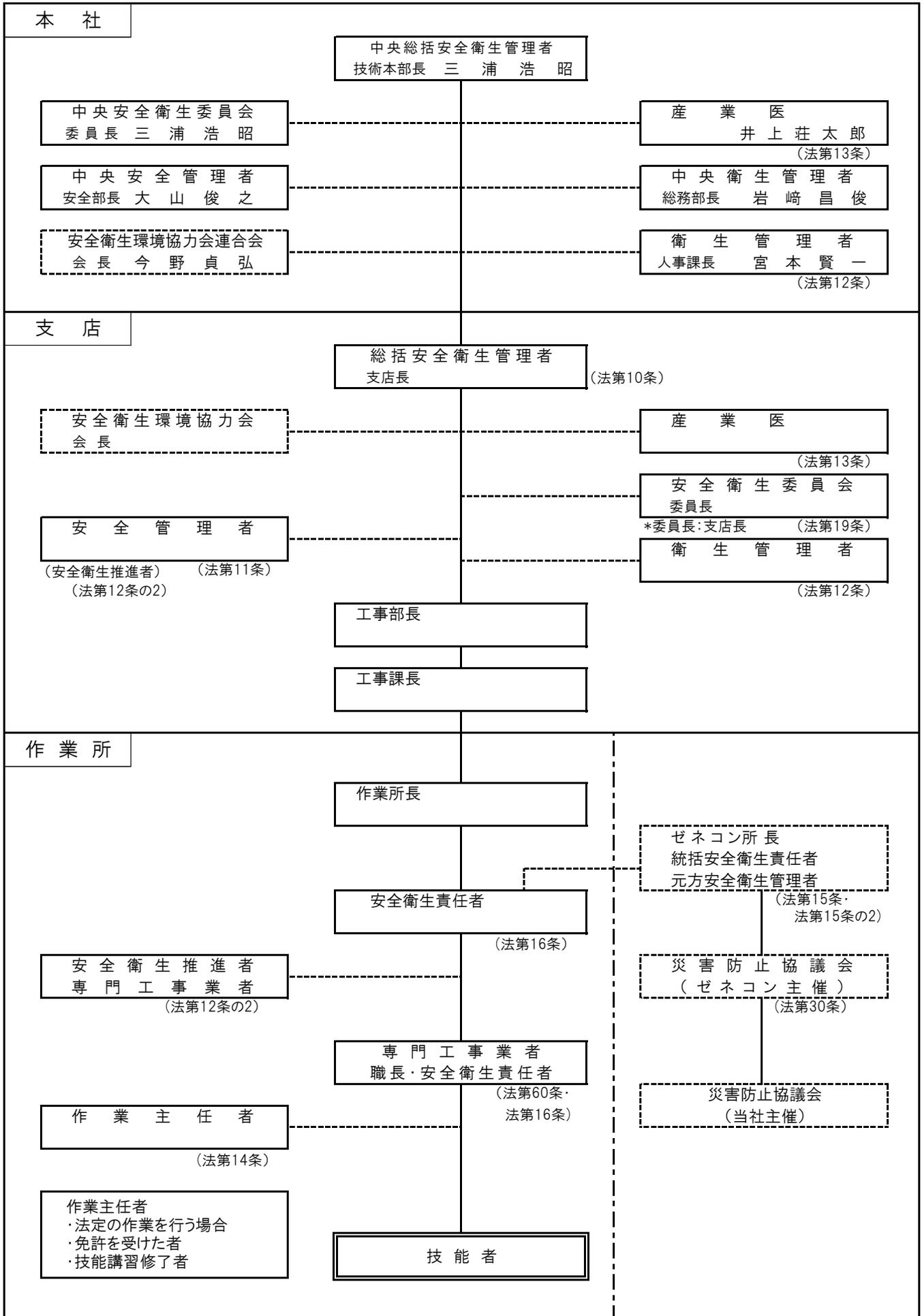
KY(危険予知)活動は、労働災害防止の一つの方策として作業所では浸透しており、重要な安全活動になっています。しかし、毎日のこととなると、マンネリ化する傾向があります。自分たちの仲間を守るためには、まずは働く現地で、今日の作業にはどのようなリスクがあるかを洗い出すことが必要です。「まず確認」を徹底して下さい。

<b>安全目標</b>	<b>休業災害ゼロ</b>	<b>安全衛生方針</b>	1. 『休業災害ゼロ』の達成 2. 安全衛生水準の向上 3. 『快適な職場環境』の実現	<b>安全スローガン</b>	<b>「まず確認」</b>
-------------	---------------	---------------	---	----------------	---------------

■ 安全衛生方針に基づく重点課題と実施事項

重点課題	本社・安全部 実施事項	支店(支店長、工事部長、安全課長) 実施事項	実施者	作業所(工事課長、作業所長、安全衛生責任者) 実施事項
<b>1. 安全衛生方針 安全目標 『休業災害ゼロ』</b>				
[1] 安全衛生方針及び安全衛生管理計画	・「安全衛生管理実施計画書」を策定し周知する	・「支店安全衛生管理計画書」を策定する ・安全大会、安全推進大会を開催し安全衛生管理活動を啓蒙する(2回/年) ・専門工事業者・社員に「支店安全衛生管理計画書」を周知する	支店長 支店長 工事部長	・支店安全衛生管理計画を基に「作業所安全衛生管理計画書」を策定し、作業所安全衛生管理を実施する ・専門工事業者の「作業所安全衛生管理計画書」立案を指導する
<b>2. 安全衛生管理体制</b>				
[1] 安全衛生管理体制	・本社安全衛生管理体制を確立する ・「重点危険作業、危険作業」を策定する	・安全衛生責任者を早期任命し、現場の組織を編成させる ・重点危険作業、危険作業の作業計画書を審査し、危険ポイントに対する指示事項及び指揮命令系統を確認、指導する	支店長 工事部長	・作業所の安全衛生管理体制を早期に確立する ・作業に応じた有資格者、各種責任者を任命して現場の指揮命令系統を明確にする ・設定された重点危険作業、危険作業は基本管理フロー図に則り「作業計画書」を作成し支店の審査・承認を受け、周知会を実施の上作業を開始する
[2] 施工体制台帳・安全衛生関係書類	・施工体制台帳、安全関係書類のIT化及びマニュアルを整備する	・施工体制台帳、安全衛生管理書類の早期作成を指導する ・グリーンサイト等を活用した安全管理を推進する	安全課長 安全課長	・作業所入場前に施工体制台帳、安全関係書類を整備する ・グリーンサイト・ワークサイトなどを活用した安全管理を行い、効率化を図る
<b>3. 安全衛生水準の向上</b>				
[1] 安全衛生教育	・1年～3年次社員の安全教育を実施する > 1年次・・・ 作業所入場送り出し教育 > 2年次・・・ 職長・安全衛生責任者教育 > 3年次・・・ 安全管理向上教育	・職長・安全衛生責任者教育及び再教育(5年毎)を受講させる ・作業所長及び元請現場代理人に統括安全衛生責任者講習を受講させる ・技能講習(酸欠・硫化水素危険作業主任者、有機溶剤作業主任者、石綿作業主任者等)を受講させる ・一人親方に対する安全教育、資格、特別加入保険、指揮命令確認の指導を行う	安全課長 安全課長 安全課長 工事部長	・職長・安全衛生責任者は教育修了した者を配置させる(1次専門工事業者以降すべて) ・元請工事の現場代理人は統括安全衛生責任者講習を受講していることを確認する ・資格が必要な作業における有資格者の適正配置を行う ・若年社員(1～3年)の安全管理OJTを作業所で実施する ・一人親方は入場時に安全教育、資格、保険、指揮命令系統の確認を行う
[2] 送り出し教育と新規入場者教育	・「大成設備送り出し教育2024」テキストおよび動画を配信する ・大成設備送り出し教育実施状況を月1回配信する	・社員、1次専門工事業者事業主に「大成設備送り出し教育」を実施する(1回/年、1～2月) ・事業主に技能者への「大成設備送り出し教育」を実施させる(2回/年、1～2月・7月) ・新規入場者教育の実施と教育内容の充実化を指導する ・支店安全担当者は定期的受講状況(未受講・期限切れ)を確認し、事業主へ指導する	工事部長 工事部長 安全課長 安全課長	・作業所所員は「大成設備送り出し教育」を受講し、専門工事業者に当社ルールでの指導を行う ・作業所入場時に「大成設備送り出し教育」済を確認し、未受講者は作業所で教育する ・作業所に合った「新規入場者教育実施記録(S681)」を作成し、作業所の規則と安全心得及び大成設備の安全衛生、品質重要事項を周知する ・安全部フォルダの教育実施検索ファイルより、未受講・期限切れがないことを確認する
[3] 安全パトロール	・安全部パトロールを実施する(36回/年以上)	・安全パトロールを実施する(各作業所 1回/月)	支店長・ 工事部長	・専門工事業者事業主パトロールの実施(1回/月以上)を指導する ・場内巡視を実施し、不安全行動、不安全状態の排除を指導する
[4] 作業計画書(手順書)とKY活動	・作業計画書の審査する 「深さ2m以上の掘削作業」他 ・現地KY活動の充実化 「まず確認」による危険予知活動の推進	・リスクアセスメントを取り入れた作業計画書、手順書の作成及び安全対策の指導を行う ・「現地で」、「現物を」、「現実」に見ながら、現地を確認するKY活動を推進する ・慣れやマンネリによる形骸化を防止する現地KYを指導する	工事部長 安全課長 安全課長	・リスクアセスメントにより危険を予測し、作業におけるステップごとに急所を明確にした手順書を作成し、関係者全員に周知する ・現地KYは作業所所員が立会い、「まず確認」を合言葉に危険箇所を確認しあう ・現地KY時に災害事例(ビジュアルシート)を活用し、危険に対する安全意識を高める
[5] 社内会議と災害防止協議会(ミニ防災協)の伝達	・安全衛生情報のタイムリーな配信(災害速報、法改正、社内安全書類改定他) ・災害事例、ヒヤリハット事例を配信する(1回/月)	・支店会議で安全衛生に関する連絡事項、災害事例、ヒヤリハット事例等を説明し、安全意識を高める指導を行う ・災害防止協議会(ミニ防災協)の開催を指導する(各作業所 1回/月)	支店長・ 工事部長 工事部長	・支店からの伝達事項を朝礼、KY、安全打合せ等で作業所関係者に伝達する ・災害防止協議会(ミニ防災協)を開催し、安全伝達事項、工程及び重点・危険作業の確認と現場巡視による指導を行う(各作業所 1回/月)
<b>4. 快適な職場環境づくり</b>				
[1] 健康と環境に配慮した職場づくり	・健康確保対策の推進(過重労働、メンタルヘルス、産業保健活動) ・化学物質等による健康障害防止対策を推進する(化学物質、石綿、粉じん、騒音等)	・過重労働防止と就労管理による作業所支援体制を強化する ・定期健康診断の実施と有所見者に対するフォローを実施する ・作業環境の整備(石綿・溶接ヒューム・騒音・粉じんの除去・照度の確保)を指導する ・改修、解体工事は建築物石綿含有建材調査者による事前調査を実施する ・化学物質の取扱いに対し、リスクアセスメントの実施を指導する	支店長 支店長 安全課長 工事部長 安全課長	・適正な工期の調整と4週8休を達成する作業所体制を実践する ・疲労蓄積によるヒューマンエラーの防止と健康管理の徹底を図る ・専門工事業者事業主に定期健診の有所見者に対する確認と適正配置を指導する ・石綿ばく露及び化学物質、アーク溶接作業による健康障害防止の徹底を図る ・調査結果に基づき適切に石綿ばく露防止対策を講じる ・化学物質リスクアセスメント記録表を活用した周知と掲示・保存の指導を行う
[2] 熱中症に配慮した職場管理	・「熱中症予防実施期間」の推進	・熱中症予防準備期間(4月)に熱中症教育を実施する ・現場経験が少ない従業員、派遣社員には作業所配属前に教育を実施する ・熱中症(発汗、だるさ、体調変化等)に関する予防、報告の徹底を指導する ・暑さ指数(WBGT値)に応じた熱中症予防対策の実施事項を周知する(P.12)	安全課長 工事部長 安全課長 安全課長	・厚労省の熱中症予防対策ポータルサイト及び講習動画を活用して教育を行う ・送り出し教育、新規入場者教育時に熱中症の危険性と予防対策について指導する ・熱中症予防対策の実施と体調不良時には速やかに報告させる体制作りを実施する ・暑さ指数に応じた作業内容・作業時間・休憩時間について適切な対応をする
[3] 人材確保・育成に向けた環境整備	・建設キャリアアップシステム(GCUS)を推進する(事業者・技能者登録、就業履歴蓄積他)	・専門工事業者に建設キャリアアップシステムの登録を指導する(事業者・技能者) ・技能者の就業履歴蓄積率の向上を指導する(元請・下請工事)	工事部長 工事部長	・専門工事業者に建設キャリアアップシステムの登録を指導する(事業者・技能者) ・作業所にカードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を蓄積する(元請工事)

# 安全衛生管理体制



# 重点危険作業・危険作業

下記の作業を「重点危険作業」と「危険作業」として位置づけるので、該当項目の作業を行う際は下記のルールを厳守すること。

## 重点危険作業

1. 重量機材の搬入据付及び既設設備の解体・搬出作業
2. 建設機械（クレーン、油圧ショベル、高所作業車〔高さ10m以上〕（注1）、ユニック車、フォークリフト）を使う作業 （注1）最大作業床高さ10m以上高所作業車
3. 深さ2m以上の掘削作業

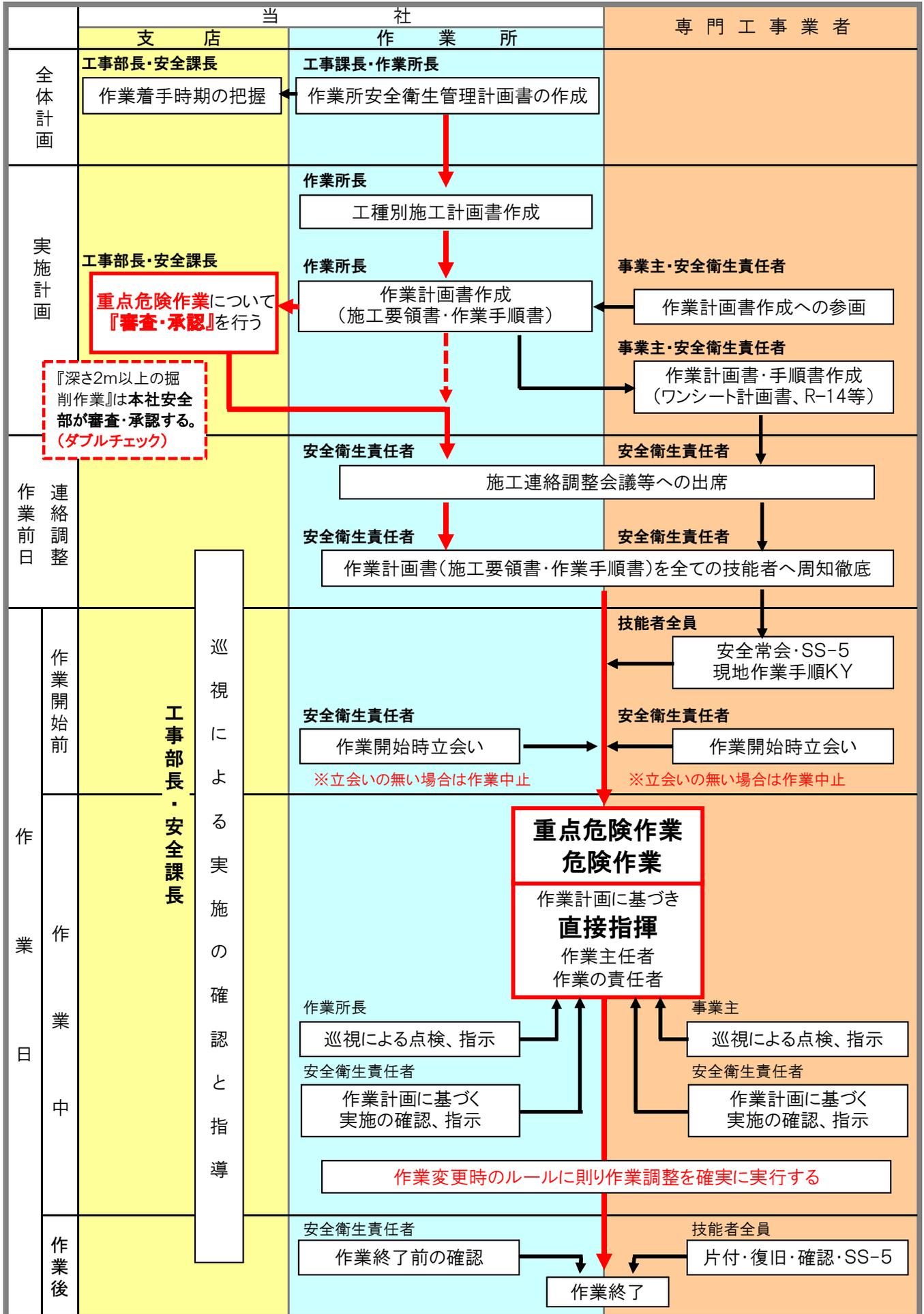
## 危険作業

1. 高所作業車を使う作業〔10m未満〕 （注2）最大作業床高さ10m未満高所作業車
2. 回転系工具を使う作業（ディスクグラインダー、高速カッター、ハンマードリル等）
3. 酸素欠乏等危険場所での作業
4. 開口部、スラブ端部、天台等での作業
5. WBGT28℃以上での作業（熱中症）
6. 可燃物に近接して行う火気作業
7. 足場の組立・解体作業（2m以上）
8. 受変電設備の改修・各種試験及び活線近接作業

- 重点危険作業については、工事部長又は安全課長が審査・承認する  
特に、『深さ2m以上の掘削作業』は、本社安全部に作業計画書を提出し、審査・承認を受ける（本社・支店のダブルチェック）
- 危険作業については、作業所によって危険性が高いと工事部長が、判断した作業は、工事部長又は安全課長が審査・承認する

- ※ 作業計画書（施工要領書・作業手順書）の内容は、危険作業立会い者（安責者）に十分教育し、常駐管理させると共に、関係技能者全員に周知する
- ※ 前日の危険作業打合せでは、「危険作業立会い者（安責者）」と「作業責任者」の確認を行い、指揮命令系統を明確にする
- ※ 工事打合せによる、作業内容にあった現地KYを、確実に実施させる
- ※ 計画書通り実施されていることを支店パトロール、場内巡視で確認する

# 重点危険作業・危険作業の基本管理フロー



# 専門工事業者事業主の実施事項

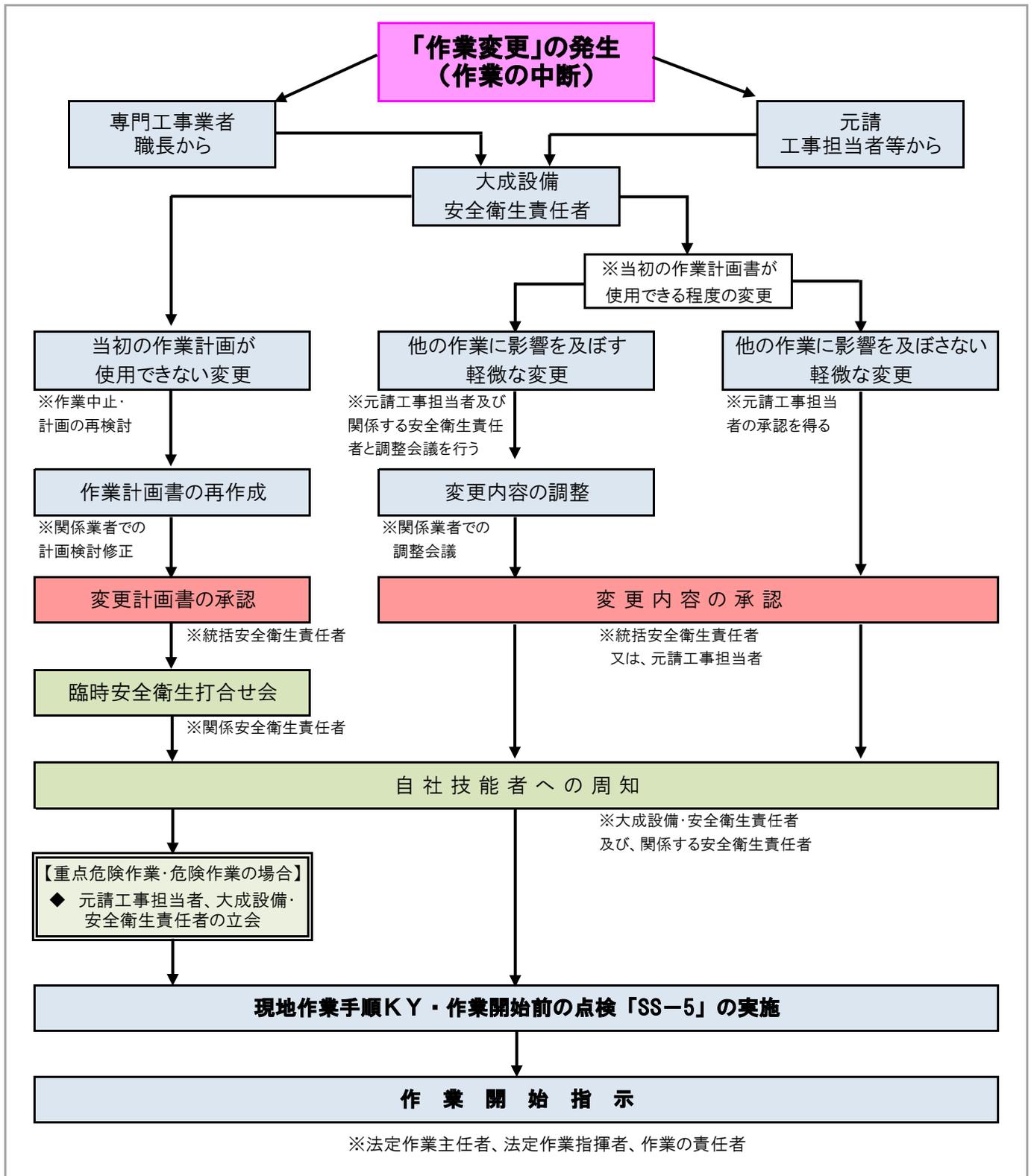
<p>[1] 自社の安全衛生管理体制を確立する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年度毎に安全衛生管理計画を策定し、技能者全員に周知する。</li> <li>② 安全衛生責任者を選任し、安全衛生の管理を実施させる。</li> <li>③ 技能者の安全衛生教育を計画的に行うと共に、再下請負業者に対しても技能者の安全衛生教育を実施させ、有資格者を配置する。</li> <li>④ 事業主は「大成設備送り出し教育」を毎年受講し、技能者に年2回教育を実施して、作業所入場の心構え及び大成ルールを周知する。</li> <li>⑤ 職長・安全衛生責任者教育受講後5年毎に再教育を受講させる。</li> <li>⑥ 社会保険(健康、年金、雇用、労災)に適正に加入する。</li> </ul>
<p>[2] 自社の安全衛生管理状況を掌握する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事着手前にグリーンサイトを活用し、施工体制台帳、安全ファイル(作業所安全衛生関係管理書類)を作成し、作業所に提出する。</li> <li>② 技能者の雇入れ時には、定期・特殊健康診断と雇入れ時教育を必ず行う。また、再下請負業者の事業主(一人親方を含む)に対しても確実に実施させる。</li> <li>③ 月1回以上、自社作業所の安全衛生パトロールを実施して、作業の状況を点検し、安全衛生責任者に適切な指示を行う。</li> <li>④ 再下請負業者の安全衛生管理体制と就労の実態を把握し、指揮命令系統を明確にさせる。</li> <li>⑤ 一人親方に対する安全教育の徹底と指揮命令系統を明確にする。</li> </ul>
<p>[3] 作業所の安全衛生管理体制を確立する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施工体制台帳、施工体系図に基づく安全衛生責任者(再下請負業者を含む)を常駐させ、事業主の代行者として、責務(責任と義務)を確実に行わせる。</li> <li>② 作業前に作業と合致した作業手順書を作成し、技能者に周知する。</li> <li>③ 作業場所ごとに作業を指揮する者(法定作業主任者、作業責任者)を配置させ、権限を与え、直接指揮させる。</li> <li>④ 災害防止協議会(ミニ災防協)には、再下請負業者を含め、事業主、安全衛生責任者及び全技能者が参加する。</li> </ul>
<p>[4] 毎日の安全施工サイクルを確実に実行させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職長・安全衛生責任者に技能者の健康状態を把握させ、適正配置を行わせる。</li> <li>② 職長・安全衛生責任者の指揮の下、作業指揮者に作業場所での現地KY、SS-5を実施させる。</li> <li>③ 職長・安全衛生責任者に作業場所の巡視を行わせ、不安全行動、不安全状態を排除させる。</li> <li>④ 「作業変更時のルール」を技能者に周知する。</li> </ul>
<p>[5] 快適な職場環境作りに積極的に取り組む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 作業計画・作業手順【3M(ムリ、ムダ、ムラ)の排除】の改善、効率化を提案し実践する。</li> <li>② 廃棄物、騒音、振動等の発生を抑え、石綿、化学物質の適正管理に努める。</li> <li>③ 熱中症に対する教育を実施し、熱中症の危険性と予防対策を理解させる。</li> <li>④ 4週8休に向けた意識の改革と作業効率アップに取り組む。</li> </ul>
<p>[6] 人材確保・育成に向けた環境整備に取り組む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 技能者の処遇改善と、安心して働けるための環境整備に努める。</li> <li>② 若年技能者等の人材を育成するための環境整備に努める。</li> <li>③ 人材確保のため、入職促進に向けたきめ細かな取り組みを実施する。</li> <li>④ 建設キャリアアップシステムに登録し、就業履歴管理を実施する。</li> </ul>

# 作業変更時のルール

## 作業変更は、まず「作業の中断！」

### 作業変更とは

1. 施工範囲の変更（打合せ済みの施工範囲以外への作業着手、広範囲の作業縮小）
2. 施工時間の変更（打合せ済みの時間の変更）
3. 施工方法の変更（工法・作業手順・使用機械類等、直接工事に関する変更）
4. 施工体系の変更（作業の責任者が変わり、指揮命令系統が変わる場合）
5. 打合せ以外の作業（打合せた作業以外の別の作業を行う場合）



# 本社・支店・作業所が策定するもの

## ◇ 安全衛生管理実施計画書

… 本社が策定する

## 安全衛生管理 実施計画

### 20□□



## ◇ ○○支店 安全衛生管理実施計画書

… 支店長が策定する

### 20□□年 ○○支店 安全衛生管理計画書

大成設株式会社

**安全衛生方針**

1. 『休業災害ゼロ』の達成
2. 『安全衛生意識』の強化
3. 『快適な職場環境』の実現

**安全衛生方針に基づく重点課題と実施事項**

経営安全衛生責任者  
支店長 ○○ ○○

安全管理者  
安全部長 ○○ ○○

安全衛生推進者  
安全部長 ○○ ○○

安全衛生監視委員会  
委員 ○○ ○○

重点課題	支店(支店長、工事課長、安全課長) 実施事項	作業所(工事課長、作業所長、安全衛生責任者) 実施事項	責任者	年間スケジュール												備考	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
1. 安全衛生方針	『休業災害ゼロ』の達成 『安全衛生意識』の強化 『快適な職場環境』の実現	『休業災害ゼロ』の達成 『安全衛生意識』の強化 『快適な職場環境』の実現	支店長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2. 安全衛生管理体制	安全衛生責任者体制の構築 安全衛生責任者体制の構築	安全衛生責任者体制の構築 安全衛生責任者体制の構築	支店長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3. 安全衛生教育	安全衛生教育 安全衛生教育	安全衛生教育 安全衛生教育	支店長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4. 安全衛生管理の実現	安全衛生管理の実現 安全衛生管理の実現	安全衛生管理の実現 安全衛生管理の実現	支店長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

## ◇ 作業所安全衛生管理計画書

… 作業所長が策定する

### 作業所安全衛生管理計画書

工事の名称: \_\_\_\_\_

安全衛生責任者: \_\_\_\_\_

安全衛生方針: \_\_\_\_\_

安全衛生目標: \_\_\_\_\_

実施内容: \_\_\_\_\_

重点項目	実施内容	期 (2016年9月 ~ 2017年11月)															
		9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
重点項目 ① 職域による災害の防止	職域による災害の防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
重点項目 ② 職機による災害の防止	職機による災害の防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
重点項目 ③ 高所作業	高所作業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
重点項目 ④ 電気作業	電気作業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注) 1. 工期表の重点項目には、重点項目・実施項目の番号を記入する。  
2. 工期表は、工期順に記入する。



# 2024年 安全衛生カレンダー

	主要行事	大成設備行事予定	連合会・互助会 協力会行事予定	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 年末年始労働災害防止強調期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安全祈願</li> <li>・ 年末年始パトロール強化月間</li> <li>▶ 大成設備送り出し教育強調期間(1月～2月)</li> <li>▶ 安全大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安全祈願</li> <li>▶ 協力会定時・互助会支部総会</li> <li>▶ 安全大会</li> </ul>	
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 大成設備送り出し教育強調期間(1月～2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 連合会定時・互助会本部総会</li> <li>・ 安全協議会(連合会・互助会役員)</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建設業年度末労働災害防止強調月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度末パトロール強化月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 連合会パトロール(1)</li> </ul>	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 春の全国交通安全運動</li> <li>▶ 熱中症予防実施期間 準備期間(4月)</li> </ul>			
5月				
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全国安全週間準備期間</li> </ul>	<b>熱中症予防実施期間 5月～9月</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全週間パトロール強化月間</li> <li>▶ 安全推進大会</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全国安全週間</li> <li>▶ 熱中症予防実施期間 重点取組期間(7月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安全大会</li> <li>・ 安全週間パトロール</li> <li>▶ 大成設備送り出し教育強調月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安全大会</li> <li>・ 安全週間パトロール</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気使用安全月間</li> </ul>			
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全国労働衛生週間準備期間</li> <li>・ 健康診断実施強化月間</li> <li>・ 秋の全国交通安全運動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衛生週間パトロール強化月間</li> </ul>		
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全国労働衛生週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衛生週間パトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 連合会パトロール(2)</li> </ul>	
11月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連合会役員会、互助会役員会</li> <li>▶ 互助会パトロール</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 年末年始労働災害防止強調期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年末年始パトロール強化月間</li> </ul>		

- ▶ 安全衛生環境協会役員会 : 役員・顧問にて毎月1回開催予定
- ▶ 協力会安全衛生パトロール : 役員・顧問にて毎月1回実施予定

# 熱中症予防実施期間

- 実施期間 2024年5月1日から9月30日までとする。  
 なお、2024年4月を「準備期間」とし、2024年7月を「重点取組期間」とする。



## ■ 実施すべき事項

- ① 熱中症予防準備期間に熱中症の予防教育を実施する（※1）
- ② WBGT値(暑さ指数)を確認する … WBGT値表で熱中症の危険度を確認する
- ③ WBGT値(暑さ指数)が28℃以上の時は、単独作業を控え、こまめな休憩を取る  
 また、33℃以上の屋外作業は、原則として禁止とする
- ④ 水分・塩分の摂取をする … のどが渇いていなくても、定期的に水分・塩分を取る
- ⑤ 作業時は通気性の良い服装を着用する … 屋外・密閉した室内、多湿場所では、空調服を必ず着用する
- ⑥ 日常の健康管理をする … 熱中症にならないために生活習慣を守る
- ⑦ 体調に異変を感じたら、すぐに報告する … 必ず、病院で診察を受ける

【暑さ指数(WBGT値)に応じた作業基準】 [大成設備案]

暑さ指数(WBGT値)	気温(参考)	熱中症予防運動指針	①通常服の着用				②空調(冷却する)服を着用			
			屋外作業	屋内作業	1人作業	1時間当りの推奨休憩時間	屋外作業	屋内作業	1人作業	1時間当りの推奨休憩時間
33℃以上		熱中症警戒アラート発表	原則として作業中止							
危険 31℃以上	35℃以上	運動は原則中止	×	△	×	45分以上	△	△	△	25分以上
厳重警戒 28℃～31℃	31℃～35℃	厳重警戒(激しい運動は中止)	△	△	△	30分以上	○	○	○	15分以上
警戒 25℃～28℃	28℃～31℃	警戒(積極的に休憩)	△	○	○	15分以上	○	○	○	8分以上
注意 21℃～25℃	24℃～28℃	注意(積極的に水分補給)	○	○	○	適宜	○	○	○	適宜

【WBGT値表】

		温度(℃)																		
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100		
暑 度 (℃)	40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44		
	39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43		
	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42		
	37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41		
	36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39		
	35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38		
	34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37		
	33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36		
	32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35		
	31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34		
	30	21	22	23	24	24	25	26	27	28	29	29	30	31	32	32	33	34		
	29	21	21	22	23	24	24	25	26	27	28	29	29	30	31	31	32	33		
	28	20	21	21	22	23	23	24	25	26	27	28	29	29	30	30	31	31		
	27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	26	27	27	28	29	29	30	30		
	26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29		
	25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28		
24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27			
23	16	17	17	18	19	19	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27			
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	22	22	23	24	24	25	26			
21	15	16	16	17	17	18	18	19	20	20	21	21	22	23	23	24	24			

WBGT値	警戒アラート	危険	厳重警戒	警戒	注意	健康安全
	33℃以上	31℃以上	28～31℃	25～28℃	21～25℃	20℃以下

- [印] ×…原則として作業中止  
 △…熱中症対策を講じた限定作業のみ可  
 ○…作業可

【注】 ② 冷却する服を着用した場合推奨休憩時間は、①通常服作業の半分以上とする。

(※1)【参考教育資料】

「職場における熱中症予防対策」(動画)

<https://neccvusho-mhlw.go.jp/>

1. 熱中症が発生する原理と発生時の措置
2. 熱中症予防対策として有効な対策(管理者向け)
3. 熱中症予防対策として有効な対策(作業員向け)
4. WBGT指数計を用いた作業環境管理の方法について
5. 熱中症予防対策の好事例

